

4月にチーパスが変わりました!

チーパスは、平成24年7月の事業開始以来「中学校修了までのお子さんまたは妊娠中の方がいるご家庭」にお渡ししてきましたが、県では、さらに子育て家庭を支援するため

《令和3年4月から》

・ **お子さんの対象年齢を「18歳未満^{*}まで」に拡大しました!**

※使用期限は18歳になって初めて迎える3月31日まで

・ **電子版チーパスの配信を開始しました!**

※専用ウェブサイト・アプリ「チーパス・スマイル」での利用登録が必要です。



令和3年4月1日
からは、
このカードです!

新しいチーパスカード

まだチーパスをお持ちでない方は、「チーパス・スマイル」に登録することで、電子版チーパスが使用できます。

なお、カード形式のチーパスを使用したい方は、「チーパス・スマイル」に掲載されている各市町村担当課までお問合せください。

ますます便利になったチーパスをぜひ御利用ください。



お問い合わせ 千葉県子育て支援課 TEL 043-223-2589

健診は毎年受けましょう!

多くの市町村や事業所で、特定健診の始まっている季節です。

40～74歳の方は特定健診、75歳以上の方は後期高齢者健診の対象です。

生活習慣病はほとんど自覚症状がないまま進行します。年1回は健診を受けることが、生活習慣を見直すチャンスになります。

高血圧や糖尿病等で治療を受けている方も、年1回は健診で健康状態を確認しましょう。

健診の案内は、加入している医療保険者から通知されます。



ホームページ 特定健診・特定保健指導について

URL <https://www.pref.chiba.lg.jp/kenzu/seikatsushuukan/tokuteikenshin.html>

お問い合わせ ご加入の健康保険の医療保険者へ

担当 千葉県健康づくり支援課 TEL 043-223-2405

旧優生保護法による不妊手術等を受けた方へお知らせ

平成31年4月24日に、議員立法により「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が成立し、公布・施行されました。

同法に基づき、優生手術などを受けた方に一時金(一律320万円)が支給されます。

■ 対象となる方

以下の①または②に該当する方で、現在、生存されている方が対象となります。

- ① 昭和23年9月11日から平成8年9月25日までの間に、旧優生保護法に基づき優生手術を受けた方(母体保護のみを理由として手術を受けた方は除きます)
- ② ①のほか、同じ期間に生殖を不能にする手術または放射線の照射を受けた方(母体保護や疾病の治療を目的とするなど、優生思想に基づくものでないことが明らかな手術などを受けた方を除きます)

■ 請求方法 ※請求期限は令和6年4月23日までとされています。

お住まいの都道府県の窓口で請求書等必要書類をご提出ください。(郵送による提出も可能です。)

■ 必要書類

- ① 旧優生保護法一時金支給請求書(様式1)
- ② 請求者の氏名、住所又は居住地が確認できる書類(住民票の写しなど)
- ③ 旧優生保護法一時金支給請求に係る診断書(様式2)

診断書の記載を依頼する医師へお伝えください。

この診断書は、請求者が当時優生手術を受けたことを証明する診断書ではなく、主には当時の手術痕が残っているかどうかを客観的に確認していただき、記載して頂くものです。また、優生手術等を実施した記録が残っていない場合には、一時金支給認定に当たり重要な資料となりますので作成について、ご理解・ご協力をいただきますよう、よろしくお願ひします。

- ④ 旧優生保護法一時金支給請求に関する診断書作成料等支給申請書(様式3)
- ⑤ 一時金の振り込みを希望する金融機関の名称及び口座番号を明らかにすることができる書類(通帳やキャッシュカードの写しなど)
- その他請求に係る事実を証明する書類(参考となりうる書類があれば添付してください)

【書類の例】・優生手術等の経緯についての関係者(親族等)からの証言
 ・戸籍謄(抄) 本等の子どもがいなかったことを確認できる書類
 ・障害者手帳等の障害や疾病を有していたことが確認できる書類

■ 受付・相談窓口 ※ご不明な点は遠慮なくお問合せください。

千葉県健康福祉部 児童家庭課 母子保健班

電話番号 043-223-2332 FAX 043-224-4085

受付時間 午前9時～午後5時(月～金曜日・土日祝日、年末年始を除く)

所在地 千葉市中央区市場町1-1千葉県庁本庁舎13階

<https://www.pref.chiba.lg.jp/jika/boshi/yuseihogo/toiawase.html>



『旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律前文』

昭和23年制定の旧優生保護法に基づき、あるいは旧優生保護法の存在を背景として、多くの方々が、特定の疾病や障害を有すること等を理由に、平成8年に旧優生保護法に定められていた優生手術に関する規定が削除されるまでの間において生殖を不能にする手術又は放射線の照射を受けることを強いられ、心身に多大な苦痛を受けてきた。

このことに対して、我々は、それぞれの立場において、真摯に反省し、心から深くおわびする。

今後、これらの方々々の名誉と尊厳が重んぜられるとともに、このような事態を二度と繰り返すことのないよう、全ての国民が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、努力を尽くす決意を新たにしている。

ここに、国がこの問題に誠実に対応していく立場にあることを深く自覚し、この法律を制定する。